

医療機関等における物価高騰対策支援金交付要領

(通則)

第1条 医療機関等における物価高騰対策支援金については、予算の範囲内において交付するものとし、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）及び医療保健部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示第239号。）に規定するもののほか、この交付要領の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この支援金は、燃料価格や電気代・ガス代・食材費を含む物価高騰の影響を受け、厳しい運営状況となっている医療機関等に対する負担軽減のための支援を目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、「医療機関等における物価高騰対策支援金」とは、電気代・ガス代・食材費・ガソリン代を支出している三重県内に所在する病院（保険医療機関に限る。ただし公立病院は除く）、診療所（保険医療機関である医科・歯科に限る。ただし公立診療所は除く）、助産所、施術所（療養費の受領委任取扱いの登録（承諾）を受けている施設に限る）、薬局（保険薬局に限る。）及び歯科技工所に対して交付する支援金をいう。

(交付の対象及び交付額)

第4条 交付の対象は、医療機関等における電気代・ガス代・食材費（消費税及び地方消費税を除く）・ガソリン代（消費税及び地方消費税を除く）とし、交付対象とする医療機関等及び交付額については、以下のとおりとする。

(1) 令和5年度上半期分（令和5年4月1日から令和5年9月30日分）

(ア) 病院及び有床診療所（医科・歯科）

- ・食材費相当分 5,400円×許可病床数（※1）
- ・電気・ガス代相当分 24,600円×許可病床数（※1）（※2）
- ・ガソリン代相当分 6,900円（※3）（※4）

(イ) 無床診療所（医科・歯科）、薬局

- ・電気・ガス代相当分 54,000円
- ・ガソリン代相当分 6,900円（※3）（※4）

(ウ) 助産所

- ・電気・ガス代相当分 33,900円

(エ) 施術所

- ・電気・ガス代相当分 17,100円（※5）

(オ) 歯科技工所

- ・電気・ガス代相当分 23,100円（※6）

※1 許可病床数については、令和5年4月1日時点のものとします。

※2 有床診療所において、保有する許可病床が3床以下の場合の電気・ガス代相当分は、73,800円とします。

※3 病院、診療所（医科・歯科）、薬局については、令和5年4月1日時点で、東海北陸厚生局へ受理記号「精在宅援」、「支援病」、「支援診」、「在医総管」、「歯援診」または「在調」のいずれかの届出が受理されている施設が対象となります。

※4 事業所において車両の燃料費を負担している場合に限りします。

交付額等は次ページの
下半期分をご確認ください

- ※5 施術所については、令和5年4月1日時点で、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項若しくは第9条の3及び柔道整復師法第19条第1項により届出のあるもので、令和5年4月1日時点において、療養費の受領委任取扱いの登録（承諾）を受けている施術所を対象とします。また、同一施設であん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法の両方の届出を行っている場合は、いずれか一方のみを対象とします。
- ※6 歯科技工所については、令和5年4月1日時点で歯科技工所開設届が受理されている施設が対象となります。

(2) 令和5年度下半期分（令和5年10月1日から令和6年3月31日分）

(ア) 病院及び有床診療所（医科・歯科）

- ・食材費相当分 11,250円×許可病床数（※1）
- ・電気・ガス代相当分 18,450円×許可病床数（※1）（※2）
- ・ガソリン代相当分 5,850円（※3）（※4）

(イ) 無床診療所（医科・歯科）、薬局

- ・電気・ガス代相当分 80,100円
- ・ガソリン代相当分 5,850円（※3）（※4）

(ウ) 助産所

- ・電気・ガス代相当分 50,100円

(エ) 施術所

- ・電気・ガス代相当分 24,900円（※5）

(オ) 歯科技工所

- ・電気・ガス代相当分 6,600円（※6）

- ※1 許可病床数については、令和5年10月1日時点のものとしします。
- ※2 有床診療所において、保有する許可病床が5床以下の場合の電気・ガス代相当分は、92,250円としします。
- ※3 病院、診療所（医科・歯科）、薬局については、令和5年10月1日時点で、東海北陸厚生局へ受理記号「精在宅援」、「支援病」、「支援診」、「在医総管」、「歯援診」または「在調」のいずれかの届出が受理されている施設が対象となります。
- ※4 事業所において車両の燃料費を負担している場合に限りします。
- ※5 施術所については、令和5年10月1日時点で、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項若しくは第9条の3及び柔道整復師法第19条第1項により届出のあるもので、令和5年10月1日時点において、療養費の受領委任取扱いの登録（承諾）を受けている施術所を対象とします。また、同一施設であん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法の両方の届出を行っている場合は、いずれか一方のみを対象とします。
- ※6 歯科技工所については、令和5年10月1日時点で歯科技工所開設届が受理されている施設が対象となります。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする医療機関等は、知事に対し、以下により交付を申請しなければならない。

(1) 提出書類

(ア) 申請書（令和5年度上半期用／令和5年度下半期用）（様式1）

(イ) 役員等調書（様式2）

(ウ) 請求書（様式3）

(2) 提出期限

別に定める日まで

2 前項による申請は、規則に定める状況報告及び実績報告を兼ねるものとする。

(交付決定及び交付金額の確定)

第6条 知事は、前条による申請があったときは、当該申請を審査し、相当と認めた場合は、次条に掲げる事項を条件に交付決定を行うとともに、交付すべき交付金額を確定し、その内容を、交付決定兼額の確定通知書（様式4）により通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 この支援金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

(1) 事業実施内容を変更する場合は、変更交付申請書（様式5）に関係書類を添えて、知事に提出するものとする。知事は、変更交付申請（実績報告の変更も兼ねるものとする。）があったときは、内容を審査し、相当と認める場合は事業変更承認並びに支援金の交付決定及び額の確定の変更を行い、変更交付決定通知書（様式6）により通知するものとする。

(2) 支援金の事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しなければならない。

(3) 知事は、支援金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じた場合、又は事業者が、規則第16条各号に規定する事項のほか、本条に規定する交付の条件その他法令等に基づく命令等に違反したときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(4) 三重県の交付する支援金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。また、暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

(交付申請の取下げ)

第8条 申請者は、規則第7条に基づき、交付金の交付申請を取り下げようとする場合は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(支援金の交付方法)

第9条 知事は、第6条で交付金額を確定した場合は、遅滞なく申請者に支援金を交付するものとする。

(支援金の返還)

第10条 知事は、支援金の交付の決定を取消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 知事は、事業者に交付すべき支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月16日から施行する。